

平成18年7月18日

長岡京市長 小田 豊 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 中 島 茂 樹

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成18年5月10日付け18長企情第24号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づく保有個人情報の適正管理
 - (1) 送達文書に表示された口座情報等の個人情報保護策について
- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供
 - (1) 生活保護受給中の被保護者のうち、年金担保貸付を受けて現在償還中の者及び過去に年金担保を受けたことのある者のリストの厚生労働省への提供について

以上

答 申 書

答 申 番 号	1 8 - 2	答 申 日	平成18年7月18日
審 議 件 名	【個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供】生活保護受給中の被保護者のうち、年金担保貸付を受けて現在償還中の者及び過去に年金担保を受けたことのある者のリストの厚生労働省への提供について		
審 議 日	平成18年5月29日		
内 容			
<p>本件は、生活保護受給中に年金の受給権を担保に資金の貸付を受けることは認められていないにもかかわらず、年金の受給権を担保に供し、貸付を受け不正に生活保護費を受給している者がいる。これに対し、生活保護制度の適正化を図るため、保護の実施機関である福祉事務所と厚生労働省との連携により、年金担保貸付の審査時に生活保護受給者の該当性の確認を行い、年金担保貸付の借入を制限するために、あらかじめ福祉事務所から被保護者に関する情報を厚生労働省に外部提供しようとするもので、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>具体的には、生活保護受給者の①基礎年金番号（労働者災害補償保険年金証書番号）②カナ氏名③生年月日④保護開始年月日⑤保護廃止年月日の5項目を厚生労働省へ提供することについて、担当者から説明を受けた上、欠席委員から事前に提出された意見書も参考に、活発に議論し様々な意見が交わされた。</p> <p>厚生労働省では、生活保護受給者に年金を担保にした借金を禁じる方針で、貸し付けを受けたことのある受給者を特定するため、リストの提出を求めているものである。</p> <p>ところで、年金担保貸付は厚生労働省が行うのではなく、独立行政法人福祉医療機構が行うものとされ、同機構による貸付については、貸付決定自体は同機構が行うものお、それを除いた貸付業務はすべて民間金融機関に委託されているところ、貸付業務を受託した民間金融機関を経由してなされた生活保護受給中の年金受給者の貸付の申込みにつき、同機構が提供リストに基づきその拒否を決定した場合には、同金融機関に申込者の意思にかかわらずその者の生活保護受給の有無が把握されることになる。生活保護受給者の情報が、生活保護を所管する厚生労働省だけでなく、福祉医療機構に提供され、さらには民間金融機関に漏出するといった事情に照らすと、諮問のあったリストの提供は、長岡京市個人情報保護条例第9条で禁じている外部提供にあたるため、本審議会としては、当該情報を提供すべきでないと考えます。</p>			